

障害者活躍推進計画

機関名	姫路市農業委員会事務局
任命権者	姫路市農業委員会会長
計画期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日（2年間）
障害者雇用に関する課題	姫路市農業委員会事務局においては、職員が市長部局からの出向者で構成されており、独自採用を行っていない。また職員総数が40人を上回ることがなく、法定雇用率の適用も受けていなかったため、組織的な体制整備は特段行って来なかった。
目標	
① 採用に関する目標（障害者雇用への理解）	【目標】障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法）各階層別の研修に合わせて障害者に関する研修を受講する。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障害者職員が配置された際に定着状況データを把握予定。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害ある職員が配置された場合には、その職員の能力や希望等について、面談や自己申告等を踏まえ、職務の選定等を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害のある職員からの要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○総合評価落札方式による制限付一般競争入札において、「法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している」企業に対し加点する。